

2024年3月28日

## 株式会社 福島銀行 行動計画（第7回）

福島銀行は、社員が生き甲斐と幸福感をもって働ける職場づくりを経営理念に掲げており、全ての社員が仕事と家庭の両立を図りながら、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日から2027年3月31日まで

### 2. 目標と対策内容・実施時期

目標 1	計画期間における男性の育児休業平均取得率を70%以上とし、また男性の育児休業平均取得日数を前回計画期間の平均取得日数より増加させる。
------	--

#### <対策内容>

- ・2024年4月～随時  
・育児休業を計画的に取得できるよう、対象社員の上司(管理者)へ「育児休業取得促進に向けた周知」を継続して行う。
- ・2024年10月～  
・保存有給休暇も柔軟に活用できる育児休業制度への見直しを検討し、制度改正に取り組む。

目標 2	平均年次有給休暇取得率を50%以上とし、また休暇取得（年次有給休暇と法定外有給休暇の合計）の1人当たり平均年度取得10日以上を継続する。
------	--

#### <対策内容>

- ・2024年4月～随時  
・休暇取得計画の策定を継続し、定期的な取得に向けた進捗管理を行う。また利用促進を周知徹底する。
- ・2025年4月～  
・休暇取得の増進のため、連続休暇制度の更なる内容拡充を検討し、制度改正に取り組む。

目標 3	育児・介護休業法の規定を上回る育児短時間勤務制度を導入する。
------	--------------------------------

#### <対策内容>

- ・2024年10月～  
・利用対象者や短時間勤務形態の拡充などの制度見直しを検討する。
- ・2025年4月～  
・制度導入し、社員へ周知する。

以上